

平成24年11月8日

お客様 各位

京セラ株式会社
機械工具事業本部

コバルト及びその無機化合物の特化物指定について②

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、標記につきまして厚生労働省より関連する通達（抜粋添付）が公示されましたので当業界に関係いたします重要項目2点をご連絡申し上げます。

敬具

記

1. 工具をご使用いただくお客様の適用除外について

工具を通常ご使用いただく場合は、工具等の摩耗により作業者が健康障害を引き起こすコバルト粉じん等の発散は生じないことから、特定化学物質による健康障害防止措置を実施する対象となりません。今までどおりご使用いただきますよう、お願い申し上げます。

（添付通達抜粋※2, 3参照）

2. 工具への「表示」除外について

当業界の工具は、労働者による取扱いの過程において工具等の摩耗により作業者が健康障害を生じるコバルト粉じん等の飛散はないため、表示対象外製品であると判断されました。従いまして表示に関しましても今までどおり変更ございません。

（添付通達抜粋※1参照）

以上

基 発 1026 第 6 号
雇 児 発 1026 第 2 号
平成 24 年 10 月 26 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公印省略)
厚生労働省雇用均等・児童家庭局長
(公印省略)

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令及び労働安全衛生規則等の一部を改正する省令の施行について

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（平成 24 年政令第 241 号。以下「改正政令」という。）が平成 24 年 9 月 20 日に、労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（平成 24 年厚生労働省令第 143 号。以下「改正省令」という。）が平成 24 年 10 月 1 日に公布され、平成 25 年 1 月 1 日から施行することとされたところであるが、その改正の趣旨、内容等については、下記のとおりであるので、その施行に遺漏なきを期されたい。

記

第 1 労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令

1 改正の趣旨

改正政令は、専門家による検討結果を踏まえ、労働安全衛生法施行令（昭和 47 年政令第 318 号。以下「施行令」という。）第 18 条に規定する名称等を表示すべき危険物及び有害物、施行令第 22 条に規定する健康診断を行うべき有害な業務並びに施行令別表第 3 に規定する特定化学物質の範囲を拡大するため、施行令について所要の改正を行ったものである。

2 改正の内容及び留意事項

(1) 施行令の一部改正（改正政令本則関係）

ア 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 57 条第 1 項の表示（以下単に「表示」という。）をしなければならない物（以下「表示対象物質」という。）として、インジウム化合物及びこれを含有する製剤その他の物で、厚生労働省令で定めるもの（当該厚生労働省令として、改正省令による改正後の労働安全衛生規則第 30 条及び別表第 2 においてインジウム化合物の含有量が重量の 0.1% 以上の製剤その他の物を規定。）、エチルベンゼン及びこれを含有す

る製剤その他の物で、厚生労働省令で定めるもの（当該厚生労働省令として、改正省令による改正後の労働安全衛生規則第30条及び別表第2においてエチルベンゼンの含有量が重量の0.1%以上の製剤その他の物を規定。）並びにコバルト及びその無機化合物並びにこれらを含む製剤その他の物で、厚生労働省令で定めるもの（当該厚生労働省令として、改正省令による改正後の労働安全衛生規則第30条及び別表第2においてコバルト又はその無機化合物の含有量が重量の0.1%以上の製剤その他の物を規定。）を規定したこと。

※1 **また、法第57条第1項の規定に基づき表示をしなければならない物には、労働者による取扱いの過程において固体以外の状態にならず、かつ、粉じん、ヒューム、ミスト等（以下「粉じん等」という。）が生じない製品は含まれないこと。**

なお、「インジウム化合物」には、金属インジウム及びインジウムを含む合金（以下「金属インジウム」という。）は含まれないこと。（施行令第18条関係）

イ インジウム化合物、エチルベンゼン、コバルト及びその無機化合物並びにこれらを含む製剤その他の物で、厚生労働省令で定めるもの（改正省令による改正後の特定化学物質障害予防規則第39条第4項及び別表第5においてこれらの含有量が重量の1%を超える製剤その他の物を規定。）を製造し、又は取り扱う業務を法第66条第2項後段の健康診断（以下同項前段の健康診断と併せて「特殊健康診断」という。）の対象業務として規定したこと。（施行令第22条第2項関係）

ウ 特定化学物質の第2類物質にインジウム化合物及びこれを含む製剤その他の物で、厚生労働省令で定めるもの（改正省令による改正後の特定化学物質障害予防規則第2条第2項及び別表第1においてインジウム化合物の含有量が重量の1%を超える製剤その他の物を規定。以下「インジウム化合物等」という。）、エチルベンゼン及びこれを含む製剤その他の物で、厚生労働省令で定めるもの（改正省令による改正後の特定化学物質障害予防規則第2条第2項及び別表第1においてエチルベンゼンの含有量が重量の1%を超える製剤その他の物並びにそれ以外の物で、エチルベンゼン及び施行令別表第6の2の有機溶剤（以下単に「有機溶剤」という。）の含有量が重量の5%を超える製剤その他の物を規定。以下「エチルベンゼン等」という。）及びコバルト及びその無機化合物並びにこれらを含む製剤その他の物で、厚生労働省令で定めるもの（改正省令による改正後の特定化学物質障害予防規則第2条第2項及び別表第1においてコバルト又はその無機化合物の含有量が重量の1%を超える製剤その他の物を規定。以下「コバルト等」という。）を追加したこと。（施行令別表第3関係）

これにより、インジウム化合物等、エチルベンゼン等又はコバルト等を製造し、又は取り扱う場合は、作業主任者の選任、作業環境測定、特殊健康診断（以下「作業主任者の選任等」という。）を行わなければならないこととなること。

※2 **一方、次のような作業で、インジウム化合物等及びコバルト等の粉じん等に労働者の身体がばく露されるおそれがないものは、作業主任者の選任等の規定の対象には含まれないものであること。**

(ア) インジウム化合物等を電極とする液晶パネルを用いて電機製品を組み立てる

作業

(イ) コバルトを含有する合金をプレス成形（打ち抜きを除く。）する作業、加熱せずに行う圧延の作業、成形したものを単に組み立てる作業

※ 3 (ウ) コバルトを含有する合金（超硬合金、メタルボンドを含む。）を素材とする工具を通常の使用方法により用いて、他の金属等の加工等（研磨、切削、圧延を含む。）を行う作業

(エ) 塩化コバルトを紙製のカードやシリカゲルに含浸させた上で乾燥させた製品を、湿度の検知のために梱包し、又は回収する作業

なお、「インジウム化合物」には、金属インジウムは含まれないこと。金属インジウムについては、現時点でヒトに対する有害性に関する情報が不足しているため、特定化学物質には追加しないこととしたが、インジウム・スズ酸化物（ITO）の製造、使用、回収等の過程で金属インジウムを製造し、又は取り扱う作業（金属インジウムの精製、鋳造や金属インジウムを用いたボンディング等）については、「インジウム・スズ酸化物等取扱い作業による健康障害防止対策の徹底について」（平成22年12月22日付け基安発1222第2号通達）による健康障害防止措置を講ずる必要があること。

エ エチルベンゼン等又はコバルト等を製造し、又は取り扱う作業等のうち、厚生労働省令で定める一部の作業等については、作業主任者の選任等の規定の適用を除外することとしたこと。（施行令第6条、第21条、第22条関係）

(2) 施行期日（改正政令附則第1項関係）

改正政令は、平成25年1月1日から施行することとしたこと。

(3) 経過措置（改正政令附則第2項から第4項まで関係）

ア インジウム化合物等、エチルベンゼン等又はコバルト等を製造し、又は取り扱う作業については、平成26年12月31日までの間は作業主任者の選任を要しないこととしたこと。（改正政令附則第2項関係）

イ (1) アの表示をしなければならない物であって、改正政令の施行の日（平成25年1月1日）において現に存するものについては、平成25年6月30日までの間は、表示の規定は適用しないこととしたこと。（改正政令附則第3項関係）

ウ インジウム化合物等、エチルベンゼン等又はコバルト等を製造し、又は取り扱う屋内作業場については、平成25年12月31日までの間は、作業環境測定を行うことを要しないこととしたこと。（改正政令附則第4項関係）